

議長（竹島ユリ子君） 5番 竹島貴行君。

5番（竹島貴行君） 5番竹島貴行です。

これから、通告しておりました一般質問をさせていただきます。

まず、第1問目といたしまして、住民協働型行政を目指す上で、人的資源である住民の皆さんと連携を図る必要についてどう考えるかをたします。

これは、村の将来を想定した総合計画を実現するために、具体的な戦略を立て、計画的に実行する必要があると考えますが、村長はどのように取り組まれるのか考えをお聞かせくださいという質問でもあります。

今の言葉をかりるとすると、地域主権という考えのもと、今後のむらづくりは行政が住民に行政サービスを押しつける時代から、住民が必要とする行政サービスを住民とともに生み出していく時代になってきました。このことは、自治体経営のかじ取りが、これまでの概念を飛び越え、新しい取り組みが必要になってきていることを示すものと考えます。将来のむらづくりのためには、住民の支持を前提に、行財政運営を戦略的に、そして計画的に推し進めることが重要なのだと思います。

ほかの自治体を見て、安易な右倣えをするのでなく、独立独歩を貫く上での独自性を追求し、将来の舟橋村が目指すむらづくりに対する布石を積み上げていくことが必要だと考えます。それができるかどうかは、村長と議会が二元代表制の趣旨に沿ったそれぞれの役割を担い、力のバランスがどちらに偏ることなく、それぞれの責任を問われることになると考えます。

私は、議会側の一員として、監視責任と決定責任を果たせるよう取り組んでいきたいと考えております。村長という立場は、常に村の運営、そして将来の村をどう形づくるかを住民の立場に立って考えなければならないという重い責任を担っており、その自覚が行政当局のトップとして、職員個々の力を引き出し、村の発展に力を尽くすことになるだろうと考えます。

さて村は、社会保障の一環としていろいろな福祉サービスを展開していますが、そこには多くの住民ボランティアの皆さんが活躍されています。そして、住民ボランティアの人たちがいなければ、村の福祉サービスは成り立たないのではないかと思います。

ボランティアは、自発的に善意を提供するという奉仕活動ですが、自治の協働化を図る上で欠くことのできない大きな力があります。そのようなボランティア活動を村長はどこまで承知されているでしょうか。具体的にご紹介いただければと思います。そして、

今後も住民の有志を継続していくためには、どう対処していくことを考えているのか、お考えをお聞きします。

また、私の考える協働化と村長の考える協働化は、イメージが異なるかもしれません。そこで、村長の考える協働化と、その実現のための具体的手法や戦略があればお聞かせください。

これまでも、私は同じような質問をして答弁をいただいているかもしれませんが、将来のむらづくりにつながる非常に大切なことだと考えています。しかし未熟ながら、住民代表である私自身が村長の考えをまだ理解できておりません。ご教示をよろしく願います。

また、ついでにですが、今回の一般会計予算の補正で、保育所の保育士募集がうまくいかず、人材派遣会社へ委託し、保育士を確保しましたが、結果的にはコストアップとなっていると思います。しかし、これも人材を確保する上で必要な選択肢の一つであることは否定しません。将来、保育所の運営を維持していくためにも、今の保育行政を継続していくためにも、人材を確保していかなければなりません。そのための戦略も必要でしょう。その戦略に協働化を取り入れ、地域の力も活用しながら、継続と発展を考えることを提案します。

また人材募集も、ほかより魅力ある募集内容を、これもくどいですが、戦略的に作り込む必要があるかと考えます。以上を第1の質問とさせていただきます。

次に、第2の質問ですが、広域消防化問題に対して舟橋村はどのように対処するかをたずねます。

多額な経費が見込まれる消防無線のデジタル化などスケールメリットを生かした体制整備を進めることをねらい、県が主導した自治体ごとの消防本部を統合することを柱とした県東部7市町村の消防広域化検討協議会から黒部市や立山町が離脱したことを新聞報道で知りました。両方の市や町にそれぞれの言い分があるのかもしれませんが、協議の場から簡単に離脱するという市長や町長の対応には、同じ県民としてがっかりせざるを得ません。主張することがあれば、公の協議の場で市長としての意見を堂々と述べ、黒部市や立山町、地元の住民や県東部の県民に考えを発信してほしかったのですが、残念であります。

事が命を守る消防業務であるだけに、救急搬送も含めた舟橋村消防体制に今後どのような影響があるのか、そして舟橋村としての消防体制をどう充実させていく考えか、住

民の皆さんの関心も高い問題であると考えましたので、質問させていただきます。

以上、具体的にわかりやすく、熟議された答弁をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） それでは、竹島議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、来年度から始まります第4次総合計画のことでお話がございました。いずれにいたしましても、今私から申し上げるのは、それが基本構想の中に織り込まれるもののご理解をいただきたいと思うのであります。

ご存じのとおり第3次総合計画基本構想の舟橋村の将来像は、「自然・人・地域がきらめくむら 舟橋」ということで掲げてまいりました。その構想のもとに基本計画が策定され、そしてまた部分的には実施計画という形で行財政運営を進めてきたことは、皆様方もご承知のとおりでございます。

第4次総合計画は、先ほど副村長から申し上げたように、まだ固まってはおりませんが、構想につきまして私なりに考えているのは、一昨年成立しました舟橋村民憲章の中にある言葉が、私は村民に愛され、慕われる文言でなكارろうかと思っております。また決定はしておりませんが、私の思いは「いのちが輝き 笑顔あふれる 幸せいっぱい舟橋」で、それが今後10年間の舟橋の歩みの中の心の支えといえますか、シンボルになるのではなكارろうかと、こういうふうにいるわけございまして、そのような文言が今後の第4次総合計画の中に挿入されるものと思っている次第でございます。

それでは、協働型行政につきましての質問にお答えいたします。

議員がおっしゃったように、まず、本村では、住民・地域・行政による協働型まちづくりを推進しております。私から今さら申し上げるまでもなく、住民そして行政がお互いの役割とそれに伴ったパートナーシップを出し合いながら、お互いの責任において行政サービスを推進していくということでありませう。

協働型まちづくりを推進する考え方として、1つには、多くの住民に行政に関心を持ってもらうこと、そして多くの住民の意見を行政の施策に反映することである。また、私が絶えず申し上げているように、地域の活性化なくして村の活性化はないということである。私が村長就任早々、自治会活動の振興策を制定いたしました。また、多くの住民に村の行事等に参加していただくための仕組みをつくることである。またさらには、それ

を集約できることが役場職員にも求められる。かなめはやはり役場職員が中心となって進めていくことが肝要であると理解しているところであります。

そこで、今まで具体的に取り組んできた状況を申し上げたいと思います。

まず、住民意見を施策に反映させるためにタウンミーティングを実施しております。また、自治会活性化のためのコミュニティ振興交付金制度の創設をいたしまして、今年度若干中身を変えましたが、交付金制度の創設をいたしました。

あるいはまた、プロジェクトごとに村の大きな事業に対しては企画から運営までを担う住民主体のまちづくり協議会を立ち上げてまいりました。これもふなはしまつりにその成果が出ていると私は思っております。さらには、先ほど言いましたように職員がかなめになるということをごさしまして、職員研修を行ってまいりました。これも後ほど副村長から話があると思いますので、お聞きいただきたいと思います。

本村の協働型まちづくりにつきましては、一昨年の富山大学との地域連携協定以来、このような実施段階を進めてきたわけをごさしまして、試行錯誤の段階でありますので、今のところ大きな成果はないと思っておりますが、しかしながら、少なからずそれが地域に根差してきたというふうに考えております。

そしてまた、このような取り組みから、舟橋村が持っている潜在的魅力というものが浮かんでまいったと考えております。なおかつ舟橋村が日本一面積の小さな村ということが、そういった村でありながら住民が可能なことはできるという自信を持ったのでなかるうか。村からそういったものが発信できるということが形として出てきたこと、それが今後とも努力していけば持続できるのではなかるうか、こういうふうにも思っておりますのでございますので、私は、この「日本一」という冠を第4次総合計画のいろんな計画の中で取り組んでまいりまして、村民と行政が一体になったまちづくり、むらづくりを進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。第4次総合計画の中で、具体的により実施をしてまいるということをお約束してまいりたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

次に、保育士の募集の件でございますけれども、本村の保育所は、現在5人の正職保育士と13名の臨時保育士で運営を行っているところでございます。一般的には、今の社会は少子高齢化ということでございますけれども、本村では、おかげさまでと言うと語弊があるかもしれませんが、若い方に住んでいただいて、年間40人を超える新たに生まれる子どもがおいでになるというすばらしい環境にあるわけをごさしまして、そう

いったことから、保育士をスムーズに確保することは大切なことですが、ご指摘のとおり、現在のところそういったことになっていないのが現状であります。今後とも、人材面からも保育士を確保するために十分配慮してまいりたいと思っております。

具体的に申し上げますと、現在の臨時保育士の待遇面で一番見劣りするの、給与面でなかろうかということもありまして、来年度の臨時職員等も含めまして、募集に当たっては、近隣の町、市を参考にさせていただきまして、十分検討してまいりたいと思っております。保護者に迷惑をかけない保育行政ができるように努めてまいり所存でありますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

次に、住民ボランティアの件であります。

いろいろ私も資料を持っているわけでありまして、社会福祉協議会もおかげさまで今年度から役場の2階に事務所が開設されたわけでありまして、職員と我々を含めて意見交換、あるいはそういった情報がいただけるということは非常にありがたいと思っております。そのボランティア活動の内容等を一番早く知っているのは社会福祉協議会だと思っておりますし、先般もそういった情報をいただいているわけでもあります。

中身で私なりに把握している内容を少しご紹介させていただきたいと思います。

まず、老人福祉の分野では、ひとり暮らし高齢者への訪問活動、高齢者への配食サービス、各地区自治会ごとに実施されているレクリエーション活動の手助け、特別養護老人ホームふなはし荘でのシーツ交換、洗濯物の折り畳み、喫茶タイムの手伝い、草むしり、高齢者世帯の除雪、施設での演奏会などが行われています。

また、子育ての分野では、図書館でのおはなし会や人形劇、出前によりますおはなし会、未就学児童と保護者のサロン、児童の下校時の安全パトロール等があります。

また、村民の健康づくりの分野では、住民健康診断や健康教室の手伝いや、ことし8月に行いましたウォーキング行事の実施などにボランティアの方々の力をいただいていることはご承知のとおりであります。

また、環境美化の分野では、公共施設などのごみ拾いや緑化活動を複数の団体が実施されていると把握しているところでございます。しかし、今申し上げました事例以外にも、それ相応に各自治会、あるいは各種団体で独自に行われているボランティア活動もありますので、相当な数に上ると推測している次第であります。

こういったことを含めると、舟橋村ではボランティアに携わる住民によっていろん

な活動が支えられているということで、行政の運営に当たっては、その方々の活動は欠かせないものになっていると認識しておるわけでございます。

これからはそういった認識のもとに、今後きめ細かな行政運営をするためには、ボランティアの方を増やす活動が大切でございますので、そのために、舟橋村がより魅力ある村になっていくんだ、あるいは生活環境がより豊かになっていくんだという方向づけをすることによって、その期待感に基づいて、ボランティアの方々が増えていくんじゃないかならうかと思っております。

また一方では、単にそれだけではないと思っております。舟橋村ばかりでなく、そういった地域の持っている地域力、連帯感をどのように構築していくかということが大切なものと思っておりますので、そういった面も含めまして、今後とも配慮しながらボランティア活動の皆さん方に配慮しながら努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、消防の広域化に対する質問であります。

まず、議員ご指摘の消防救急無線のデジタル化についてであります。

ご存じのとおり平成15年10月に電波法関係審査基準が一部改正になりまして、現在の150メガヘルツ帯のアナログ通信から、平成28年5月31日までには、260メガヘルツ帯でのデジタル通信への移行が義務づけられております。

一方、消防の広域化につきましては、国から平成18年に、市町村の消防の広域化に関する基本指針の通達がありまして、都道府県単位に推進計画を策定し、5年度以内の平成24年度までに広域化を実現することが示されるとともに、広域化に対して十分財政措置を行うということになっているわけでございます。

消防庁からは、広域化のメリットといたしまして、消防活動体制の強化、到着時間の短縮といった住民サービスの向上、小規模の消防本部が解消され、救急や予防人員の専任化が可能となり、専門性が高められる等が示されているところでございます。

本県におきましては、この趣旨に沿いまして、平成20年3月、東部、西部で、それぞれ広域化の3案が策定されました。10万人以上の管轄人口を目標とした東部の案では、1案が広域圏をもとにして、富山、滑川、上市、立山、舟橋の2市2町1村と、残りの2市2町での広域化。2案が、富山市を除く3市4町1村での広域化。3案が富山、立山、舟橋の1市1町1村と、残りの3市3町での広域化の案であります。

その後、東部の広域化につきまして、平成20年8月より富山市、舟橋村を除いた7

消防本部による意見交換会が開催されまして、平成21年8月から富山市を除いた8市町村による研究会の立ち上げ、本年4月以降には広域化の任意協議会が設立されたのであります。

今年度には、一步進んだ8市町村での任意運営協議会設立に向けての会議が開催されたところではありますが、ご承知のとおり黒部市の意向は、さきに述べました3案に対する検討がされなかったこと、あるいは3案には挙げられていない医療圏による広域化が望ましいという理由のもとに不参加を表明されまして、黒部市を除く7市町村による任意運営協議会が7月16日設立されたのであります。その後、任意協議会が2回、幹事会が2回、部会が4部会、合わせまして13回開催されております。

また、任意協議会から協議会への移行を前提とした7市町村長による意見交換会も先ごろ開催され、私も出席いたしました。広域化のメリットには、先ほどの消防庁から通達がありましたように、迅速で効果的な出動による住民サービスの向上、人員配備の効率化による現場体制の充実・高度化、財政・組織面での消防体制の基盤の強化などが示され、舟橋村では非常備消防が解消されるということになるわけでありまして。

一方、課題といたしましては、広域化当初は装備費用や施設整備があるために費用負担が増加すること。本部要員、通信要員が必要となりまして、職員の増員が必要になってくること等が提示されております。その協議の中で、立山町が枠組みをめぐって離脱を表明されましたので、今後は6市町村での検討が進められることになっておるわけでございます。

こういうことになりましたと、今後広域化はどうか、また舟橋村はどうかということに対して皆様方ご懸念を持っておられると思いますけれども、現在救急業務は立山町に委託をしております、119番を回しますと向こうへつながり、救急車が来るといふ事態でございます。そういった現在も含めて、村民の皆さんに心配をかけるような状況にはないということもご理解いただきたいわけでありまして、あとはどこに進まれるのかというのは、それぞれの行政体で考えられればいいんだと私は思っております。

そして、今私の頭の中にあるのは、広域化するということは設備投資に膨大な金がかかる。そしてそれに対して、先ほど消防庁から通達が出ている中に、財政面で支援することなんです。まず広域化した場合のメリットがそういうことなんです。例えば10億かかれば9割が交付税措置でなく借金が出る。借金ができますけれども、その

50%交付税算入してくる。単純に言いますと45%です。10億かかるうち4億5,000万が国から来るわけです。

ところが、単独でやった場合どうなるかと言いますと、10億かかったとすればその75%を借金できる。そして交付率が30%、それを掛けていただきますと22.5%、2億2,500万になる。そうなりますと財政は半以下になる。そんなことでよく検討しなければならないわけですが、単純に財政的なことから言ったら広域化は非常にいいんです。そしてまた現在ある消防署が消えていくわけではないんです。だからそんなことは話しすれば幾らでもできるわけであって、そんなにいがみ合うわけではないと私は理解しているんです。ほかの首長さんはどのように考えられるか知りませんが、そういうことが実態なんです。だから、要は財政に裏づけ、自分のところで自主自立のものができるまでやってくださいと私は言いたいんです。

そういうことでありますので、私はこの件につきましては、村民の皆さんには心配をかけないことをお約束したいと思います。

それでは、本村では消防団が使用している無線は、広域化にかかわらず平成28年までにはデジタル化することが必須となっております。任意協議会には、単独でデジタル化をする場合と、広域でデジタル化をする場合の経費負担の違い等、検討していく必要がありますので、引き続き参加してまいるということであります。

いずれにしましても、村民の安全・安心な生活環境を守っていく、そして舟橋村が消防行政を単独でやるということは大変困難であるということは理解していただきたい。今後とも広域化に向けまして、任意協議会に参画してまいり所存でありますので、どうか今申し上げましたいろんなことを皆さん方も検討していただいて、また意見交換させていただきまして、舟橋村のことを十分検討してまいりたいと思っております。

そういうこと等を申し上げまして、私の答弁にかえさせていただきたいと思っております。

以上であります。